

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款は、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、業者又は取扱を行うこと等に付随する運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができる約款で、この規約の規定が適用されません。

（用語の定義）

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、業者又は取扱を行うこと等に付随する運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができる約款で、この規約の規定が適用されません。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料などの他の運送、宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業者取扱料金（更変手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。

4 この部（「旅行契約」とは、当社が運送するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は、当該債務又は履行されられるべき事由に係る債務等に付随する債務を、当該債務又は履行されられるべき事由に付随する債務等に付随する債務を、当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に支払うべき費用等をいいます。）の提供を受けることについて、旅行者又は当社が手配旅行契約等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（手配料金の終止）

第3条 当社が手配する管理者の注意をもつて旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づき当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適当等の事由により、運送、宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社が手配したときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業者取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。通宵契約を締結した場合は、カード利用日は、当社が運送、宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

（手配旅行者）

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を兼て行う者その他の補助者に代行させることができます。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と通宵契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかるべき、会員番号及び依頼人として手配旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取扱います。

（契約締結の拒否）

第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

（1） 通宵契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するレジットカードが無効である場合、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

（2） 旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者又は暴力団関係企業又は組合会員等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

（3） 旅行者が、当社に対する暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（4） 旅行者が、風説を流布し、偽証を立てる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（5） その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時刻）

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通宵契約は、前項の規定にかかるべき、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約の成立の特則）

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかるべき、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾の上に手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

（乗車券及び宿泊料金等の特則）

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかるべき、運送サービス又は宿泊サービスの手配をみのりする手配旅行契約であって旅行代金と引換に当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（契約の約款）

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該乗車券を交付しないことがあります。

2 前項の規定に付随する手配旅行契約の範囲は、当該契約書面に記載するところにあります。

（情報収集の技術を利用する方法）

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により契約書面に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の承諾を得た際に手配旅行契約に記載事項が記載されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用する通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当社旅行業者用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す前に運送、宿泊機関間に支払うべき取消料、運賃料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の更新手続料を支払わなければなりません。また、当社手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

（旅行による仕事解除）

第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約を解除されたときは、旅行者は、いまが提供を受ける旅行サービスの対象として、又はいま提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、運賃料その他の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料を支払わなければなりません。

（当社が手配する事項による解約）

第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

（1） 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。

（2） 通宵契約を締結した場合であって、旅行者の有するレジットカードが無効なる等、旅行者に旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

（3） 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当するところにあります。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既にその提供を受けた旅行サービスに係る取消料、運賃料その他の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料を支払わなければなりません。

（当社が手配する事項による解約）

第15条 旅行者は、当社の責めで書面による事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既にその提供を受けた旅行サービスに係る取消料、運賃料その他の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料を支払わなければなりません。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償請求の権利を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

なければなりません。

2 通宵契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けています。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前にて、運送、宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変更をした場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

5 当社は、旅行者に通宵契約を締結した場合であって、3章又は4章の規定により旅行者負担すべき費用等に付随したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして該費用等の支払いを受けています。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者が当社に支払べき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により該書面に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者への使用による通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

7 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（守秘義務）

第5条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたします。

（旅行者の義務）

第6条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

2 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

3 当社が、受託業務を行なうに当たって、本邦の官公署、在日外国公使その他の者に、手数料、査証料、査証料その他の料金（以下「査証料等」といいます。）を支払わなければなりません。

4 受託業務を行うに当たって、郵便、電話、電報、FAX等の通信手段により該書類等を支払わなければなりません。

5 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

6 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

7 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

8 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

9 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

10 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

11 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

12 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

13 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

14 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

15 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

16 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

17 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

18 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

19 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

20 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

21 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

22 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

23 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

24 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

25 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

26 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

27 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

28 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

29 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

30 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

31 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

32 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

33 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

34 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

35 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

36 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

37 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

38 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

39 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

40 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

41 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

42 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

43 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

44 受託業務を行うに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

45 その他当社の業務上の都合があるとき。

5 その他当社の業務上の都合があるとき。

6 渡航手続代行料金の支払は、当該手続代行契約の成立後やくに、旅行者に、当該手続代行料金の額、その内容において記載事項と記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を記載した書面を交付します。

7 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

8 前項の場合において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

9 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

10 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

11 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

12 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

13 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

14 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

15 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

16 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

17 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

18 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

19 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

20 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

21 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

22 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

23 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

24 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

25 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

26 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

27 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

28 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

29 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

30 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

31 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

32 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

33 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

34 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

35 旅行者に記載事項において、旅行者に係る通信機器に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を記載したことを確認したことを記録します。

36 旅行者に記載